



# 原子力災害時 避難用バス運行のしおり



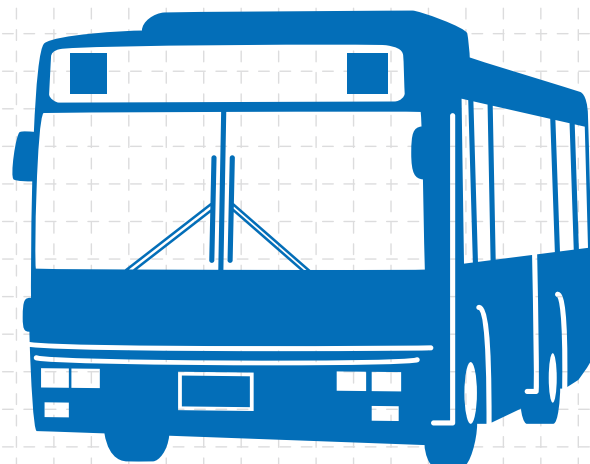
泊発電所は安全性の確保を最優先に事業者による管理が行われていますが、平成23年の福島第一原発事故の教訓を踏まえ、日頃から防災対策を準備しておく必要があります。

いざという時に住民の方々が円滑に避難するためには、バス事業者の皆様の協力が是非必要です。

皆様にお願ひする業務は、  
原子力防災対策として避難が必要となった地域の住民の方々を  
安全な場所に輸送していただくことです。

**バス運転手の皆様の安全確保を前提**に

住民避難用バスの運行をお願いします。



# 原子力災害時 住民避難用バスの運行に従事する運転手の皆様へ

## 放射性物質・放射線・放射能とは

放射性物質	放射線	放射能
放射線を出す物質	放射性物質から出てくる粒子線又は電磁波	放射線を出す能力

**放射性物質** 放射線を出す能力(放射能)を持つ

**放射線** 放射線を出す物質から放出される放射線を受けることを「被ばく」といいます。

**放射能の単位** ベクレル (Bq)

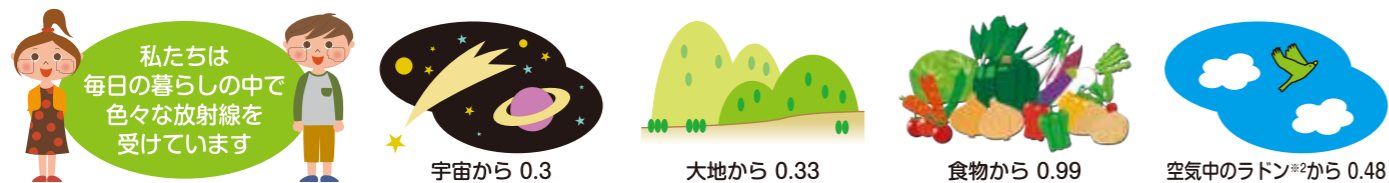
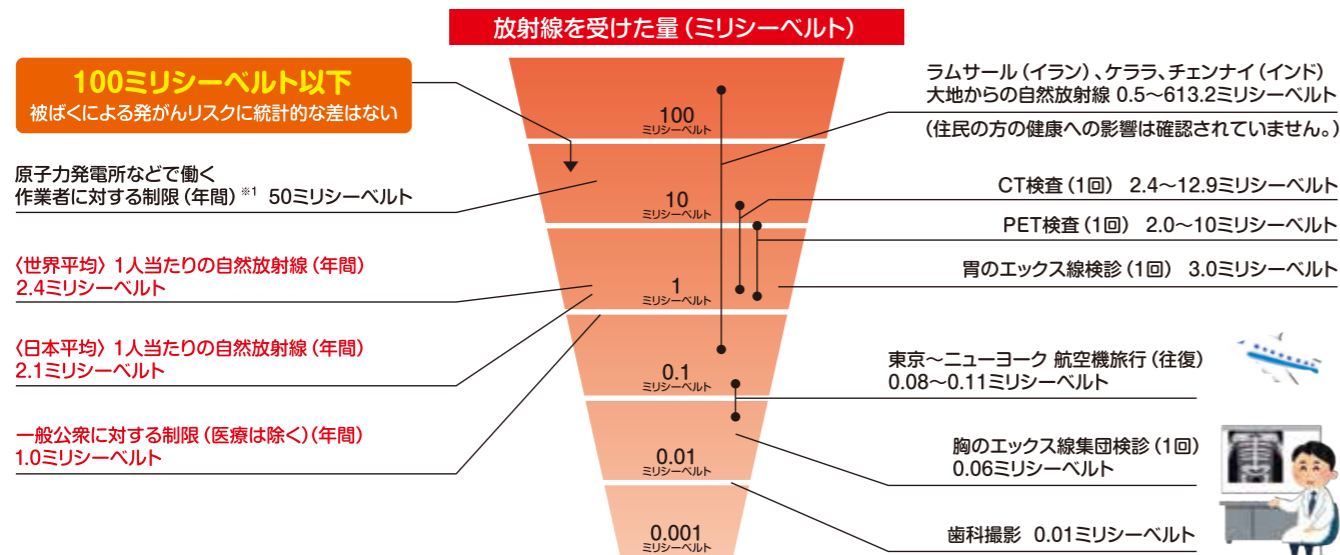
**人が受ける放射線被ばく線量の単位** シーベルト (Sv)

(参考) シーベルト(Sv)の表し方

- 0.001 Sv
- 1 mSv
- 1000 μSv

## 日常生活と放射線

私たちはエックス線検診などの場合に放射線を受けるほか、毎日自然からの放射線を受けています。暮らしの中で受けている放射線の量はとても少ないため、健康に問題はありません。

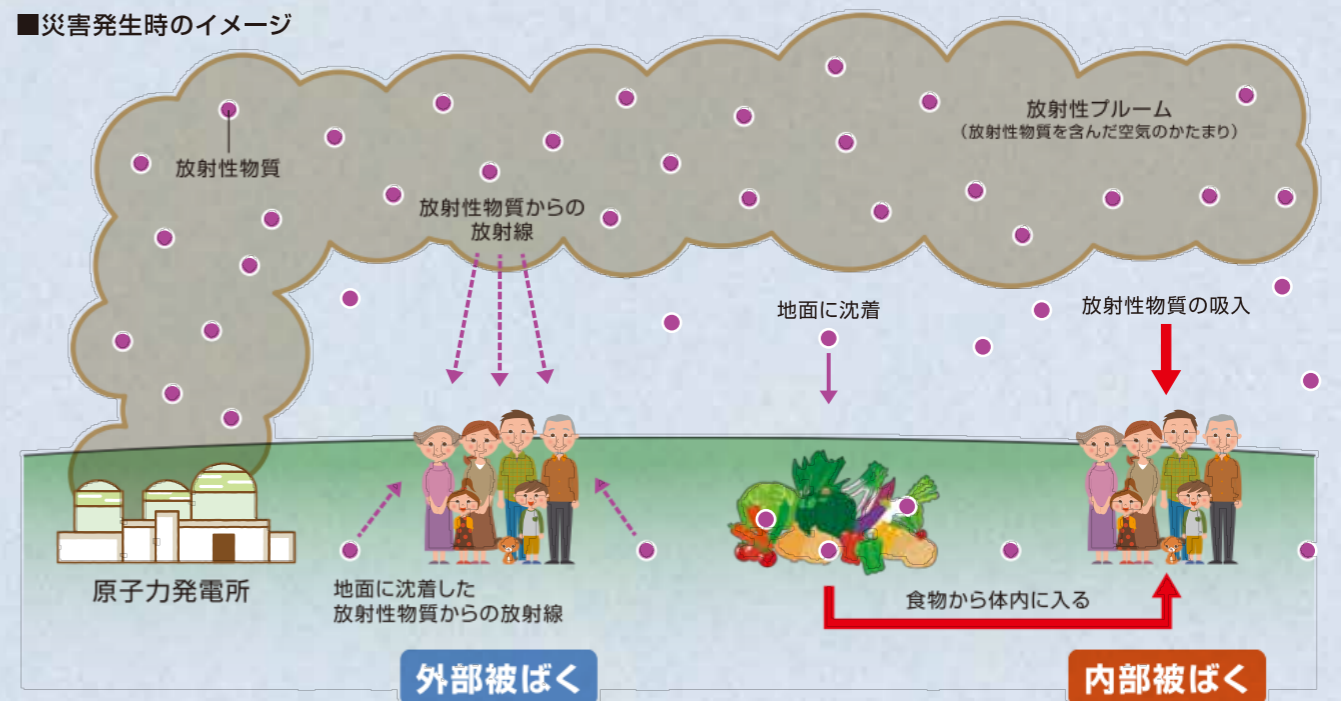


\*1 原子力発電所などで働く作業員に対する制限は5年間につき100ミリシーベルトかつ1年間につき50ミリシーベルトを超えない ※2 空気中に存在する自然の放射性物質

## 原子力災害とは...

原子力発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で発電所外へ放出されることによって生じる災害です。

### 災害発生時のイメージ



### 原子力災害の特徴

- 放射線が通常五感に感じられないこと。▶計測することはできます。
- 被ばくの程度が自ら判断できないこと。▶防護対策のための基準があり、行政から必要な指示があります。
- 対処に放射線等に関する知識を必要とすること。▶正確な知識を身につけることが大切です。

## 運転手の皆様の被ばく線量限度は、1mSvと定められています。

- 「1mSv」は、CT検査や胃のエックス線検診、それぞれ1回分の被ばく線量を下回る値です。
- 国の分析では、福島第一原発事故の際、施設敷地外で活動した防災業務関係者 (警察、消防、自衛隊) の1日当たりの被ばく線量の平均は、1mSvを大きく下回っていたとの結果 (全体として0.1mSv/日以下) が示されています。

# 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

■北海道地域防災計画において、右図の範囲を定めています。

## PAZ Precautionary Action Zone

予防的防護措置を準備する区域

- ◆放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う区域です。
- ◆原子力施設からおおむね半径5km圏の地域を設定しています。
- ◆対象町村は、**泊村・共和町・岩内町**の一部が該当します。

## UPZ Urgent Protective Action Planning Zone

緊急防護措置を準備する区域

- ◆予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う区域です。
- ◆原子力施設からおおむね半径5～30km圏の地域(PAZを除く)を設定しています。
- ◆対象町村は、**関係町村**※**全て**(寿都町、赤井川村の一部)が該当します。



出典:国土地理院ホームページ「地理院地図(白地図)」をもとに北海道で作成

※関係町村(13町村):泊村・共和町・岩内町・神恵内村・寿都町・蘭越町・ニセコ町・倶知安町・積丹町・古平町・仁木町・余市町・赤井川村

# 住民避難のタイミング

原子力災害対策指針(原子力規制委員会制定)及び北海道地域防災計画(原子力防災計画編)等に基づき、原子力災害時においては、事態の進展に応じて、次のとおり段階的避難を実施します。

事態の進展	緊急事態区分		原子力災害対策指針等に基づく住民避難の考え方		バス事業者等の対応
			PAZ(5km圏)		
	〈要配慮者〉*	〈一般住民〉	UPZ(5～30km圏)		
放射線物質 放出前	警戒事態 EAL(AL)	避難準備			○道からの要請に基づき、バス協会とバス事業者で配車可能台数等を調整
	施設敷地緊急事態 EAL(SE)	<b>A 避難</b>	避難準備	屋内退避の準備	○〈PAZ要配慮者用〉バスを発車・輸送
放射線物質 放出後	全面緊急事態 EAL(GE)	<b>B 避難</b>		避難・一時移転準備(屋内退避)	○〈PAZ一般住民用〉バスを発車・輸送 ○〈UPZ避難用〉道からの要請に基づき、バス協会とバス事業者で配車可能台数等を調整
	全面緊急事態 EAL(GE) ※放射性物質放出後			<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>C 避難</b> (1日以内)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>D 一時移転</b> (1週間以内)                 </div> </div> ※OIL1、2以外の地区は屋内退避	○〈UPZ避難用〉バスを発車・輸送 ○〈OIL1〉30km圏の外側を輸送 ○〈OIL2〉運転手の防護対策を施し、30km圏の内側も輸送

※要配慮者=施設敷地緊急事態要避難者(裏表紙の用語解説参照)  
**EAL** ▶ 原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準(緊急時活動レベル・Emergency Action Level)  
**OIL** ▶ 空間放射線量率などの計測された値により、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準(運用上の介入レベル・Operational Intervention Level)

# 避難用バスの運行概要

### 放射性物質放出前 5km圏(PAZ)におけるバス避難

営業所 → 住民の乗車場所  
避難先 ←

---

### 放射性物質放出後 5～30km圏(UPZ)におけるバス避難

● **OIL1 (500μSv/hを超える場合)のバス避難** 発電所から30km圏境界付近

営業所 → 中継ポイント → 避難退域時検査場所 → 住民の乗車場所  
避難先 ←

● **OIL2 (20μSv/hを超える場合)のバス避難**

営業所 → 中継ポイント → 避難退域時検査場所 → 住民の乗車場所

30km圏の住民輸送は防災関係機関が行う

中継ポイントで防護資機材の配布を受け、30km圏の住民輸送を実施

◆ 走行中の車内エアコンは室内モードをお願いします。  
◆ 個人線量計のアラームが鳴った場合は引き返し、避難退域時検査場所で検査を受けてください。

---

**中継ポイント** ○防護資機材の配付・返却 ○個人線量計数値記録票の記入・提出

**避難退域時検査場所** ○放射性物質の付着検査(車両・運転手・避難住民等) ○簡易除染(洗車・拭き取り・脱衣)

**Q & A** **Q** 万が一、避難用バスの運行により損害が生じた場合は補償を受けられるの?  
**A** 道の要請に基づく住民輸送により損害が生じた場合で、原子力災害と因果関係があると認められるときは、関係法令に基づき補償を受けられます。

# バス運行の手順

## 5km圏(PAZ)におけるバス避難

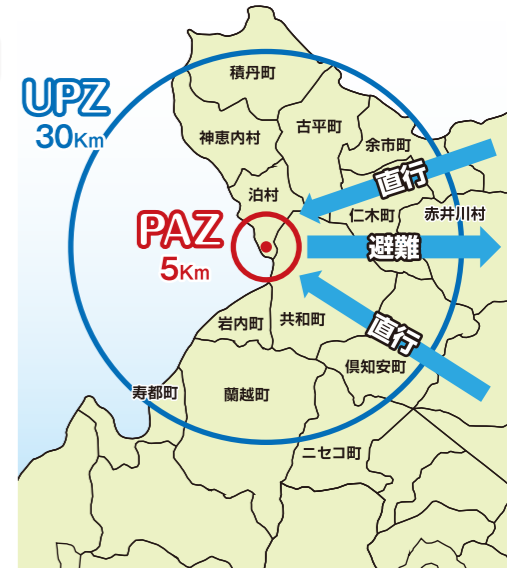
**放射性物質放出前**におけるPAZのバス避難に当たっては、緊急事態の区分に応じて次の対応を行います。

### 警戒事態[EAL(AL)]の対応

- ①道は、直ちに警戒事態の発生をバス協会に連絡し、準備を依頼する。
- ②バス協会は、各バス事業者と調整し、バスの確保見込み台数を把握する。

### 施設敷地緊急事態[EAL(SE)(3P表のA)]、全面緊急事態[EAL(GE)(3P表のB)]の対応

- ①道は、バス協会にバスの運行を要請する。
- ②バス協会は、各バス事業者にバスの運行を依頼する。
- ③各バス事業者は、住民の乗車場所にバスを配車し、避難経路を通行して輸送先まで住民を輸送する。



PAZバス所要見込み台数(H31.4.1現在): ~61台(●EAL(SE)~11台 ●EAL(GE)~50台)  
 ※バス協会においてはEAL(AL)の段階で61台を目途としてバスを確保することとする。